

新潟市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第20号

新潟市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟市特別職の職員の給与の特例に関する条例（平成28年新潟市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成30年3月31日」を「平成30年11月17日」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（俸給月額の特例）

- 2 平成30年11月1日から同月17日までの間の市長等に対する俸給額の支給に当たっては、特別職給与条例第2条各号に規定する俸給月額から、当該俸給月額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額を減じて得た額を基礎として、当該額を一般職の職員の例により日割りによって計算して得た額を当該期間の支給額とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。